(1) 利子所得等の課税状況

	7 17 7 17 1					課		税			分			非	課	
	X		分		支	払	金	額	源	泉	徴収	税		老人等非課程 蓄非課税分		
			_					千円					千円			F円
平	成	9	年	分			5,847				62,3				,910,61	
		10				33	34,420	0,652			50,1	63,0	043	83	,286,31	4
		11				29	2,90	5,466			43,8	321,4	1 67	82	,720,56	36
		12				1,46	4,26	3,808			218,8	80,7	749	541	,988,58	}6
		13				1,94	5,87	1,870			290,7	98,2	236	615	,124,00)1
公				債			62	8,819				94,8	826		113,48	34
社				債			3,32	1,203			4	196,	852		90,71	14
預	「郵	便	貯	金		1,8	63,07	3,295			278,3	389,	318	60 ⁻	,112,87	79
貯.	銀	行	預	金		4	49,74	8,388			7,4	172,	208	7	,584,98	38
	銀行以外	の金融	機関の	預金利子			18,40	7,798			2,7	743,	800	į	630,96	39
金	勤 務:	先 預	金の	利 子			4,15	9,652			6	321,8	868		29,75	51
合Ⅰ	同運用信	託の	収益の	の分配			2,23	5,760			3	335,	364		561,21	16
公有	社債運用 [.]	信託の) 収益	の分配			1	1,756				1,8	822			-
	小		計			1,9	41,58	6,671			290,1	155,2	266	618	5,124,00)1
定	期積金の	給付	補て	ん 金等			4,21	7,978			6	32,	275			-
匿名の	名 組 合 契 分 配 、 生	約 等 に 命 保	基 づ 険 等	く 利 益 の 差 益			6	7,221				10,	695			-
割	引債	の償	遗	差益				-					-			-
		計				1,94	5,87	1,870			290,7	98,2	236	615	,124,00)1

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収 高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)のほか、第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)のほか、 租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子 所得に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

(2)	11037	<u> </u>	ノi末が	<u> 1八/兀</u>												
	X		ź			_	A	ጀ	課	Ŧ	说 分		非	課	税	分
		•	,	J		人	員	支持	ム 金	額	源泉徴収積	兑額	人	員	支 払	金額
							人			千円	=	千円		人		千円
平	成	ì	9	年	分		-	109	,411,	384	21,868,0)14		-	9,7	94,967
			10				-	106	, 450,	792	21,282,4	189		-	8,0	58,139
			11				-	100	,429,	122	20,033,2	284		-	8,0	02,334
			12				-	111	, 161 ,	270	22,188,4	157		-	11,2	18,508
			13				-	110	,343,	129	22,060,0	88		-	14,4	50,564
	又は禾配、) 配 当 利 息		余金配等	2,462	, 555	110,	172,	425	22,034,4	85	1	0,459	14,45	50,423
公募和	4募証券	投資信	託の単	双益の	分配等		-		170,	704	25,6	03		-		141
		言	-				-	110,3	343,	129	22,060,0	88		-	14,45	0,564

調査対象 配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払 調書)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」 に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
 - 2 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する非課税分である。
 - 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税 は個人のみが適用を認められている。

税 分	合	計	
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源泉徴収税額	区 分
千円	千円	千円	
132,605,390	646,363,095	62,313,427	平 成 9 年 分
130,786,761	548,493,727	50,163,043	10
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13
5,822,125	6,564,428	94,826	公債
30,274,154	33,686,071	496,852	社 債
9,017,169	2,473,203,343	278,389,318	郵 便 貯 金)預
12,001,494	69,334,870	7,472,208	銀行預金貯
20,710,286	44,749,053	2,743,008	銀行以外の金融機関の預金利子
-	4,189,403	621,868	勤 務 先 預 金 の 利 子 金
205,926	3,002,902	335,364	合同運用信託の収益の分配
-	11,756	1,822	公社債運用信託の収益の分配
78,031,154	2,634,741,826	290,155,266	小計
37,619	4,255,597	632,275	定期積金の給付補てん金等
-	67,221	10,695	匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益
-	-	-	割引債の償還差益
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	計

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人の みが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償 還差益に対する分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条(少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(少額公債の利子の非課税)及び第4条の2(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分が含まれているものがある。

源 泉	分離	(選択)課	税適用分	合	計	X		分	
人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額			71	
	人	千円	千円	千円	千円				
	-	980,145	343,051	120,186,496	22,211,065	平 成	9	年	分
	-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964		10		
	-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333		11		
	-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226		12		
	-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273		13		
3	3,978	1,281,831	448,641	125,904,679	22,483,126		息の配 基金利原		
	-	23,641	3,544	194,486	29,147	公募私募証券	役資信託 <i>0</i>	V収益	の分配等
	-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273		計		

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている 資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は 多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 利子等の支払調書 配当、 剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 給与 所得の源泉徴収票 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 (3) 給与所得、退職所得の課税状況

(0)	וניו ווור איי	75-14W171 1/3 42 H	/N 170 17 177 0				
	X	\triangle	官	公	庁	そ	の
)J	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
				. 千円	千円	人	. 千円
4A I	「俸給、	給料、賞	与 631,166	2,331,345,007	103,814,081	3,879,031	10,705,466,570
給与、 所得	日 雇 労	働者の賃	金 -	12,584,611	291,522	-	160,405,980
<i>[[</i>]]	l	計	-	2,343,929,618	104,105,603	-	10,865,872,550
退	職	所	得 11,809	220,933,182	5,601,084	74,809	510,300,203
災害洞	気法により	徴収猶予したも	ග -	-	-	-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表 (給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成13年2月から平成14年1月ま でに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

(4)				ガルルツ糸牛	レレキス						
				給	与		所			得	
	区分	官	1	广	そ	0,) 他			合	計
		支 払 金	額	源泉徴収税額	支 払 金	額	源泉徴収税額	支	払	金 額	源泉徴収税額
			千円	千円		千円	千円			千円	千円
給	平成9年分	2,527,029	, 485	117,353,514	13,162,470	, 953	491,418,414	15,	689,	500,438	608,771,928
与	10	2,512,924	1,873	104,663,990	11,280,211	,086	377,801,990	13,	793,	135,959	482,465,980
_	11	2,295,937	7,338	98,241,560	11,554,538	, 837	376,658,215	13,	850,	476,175	474,899,775
所	12	2,316,983	3,631	93,964,687	11,231,279	, 358	367,508,380	13,	548,	262,989	461,473,067
得	13	2,343,929	9,618	104,105,603	10,865,872	, 550	349,016,888	13,	209,	802,169	453,122,491
退	平成9年分	208,418	3,369	4,590,861	434,576	, 468	7,280,950		642,	994,837	11,871,811
職	10	202,285	6,660	4,479,461	420,653	, 055	7,098,984		622,	938,715	11,578,445
	11	189,457	7,118	4,263,569	431,737	, 977	8,091,137		621,	195,095	12,354,706
所	12	195,532	2,937	4,357,452	377,628	, 883	6,314,652		573,	161,820	10,672,104
得	13	220,933	3,182	5,601,084	510,300	, 203	8,624,128		731,	233,385	14,225,212

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

(3)	<u> </u>	· T (·) ·	ノスス //又 // /		(1) (1) (1) (1)	70												
		X		分			譲	渡	利	益	金	額	源	泉	徴	収	税	額
												千円						千円
平	万	芃	9	年		分				26	,405	,660				5	5,281	, 132
			10							21	,438	,885				4	1,287	,777
			11							92	,209	,125				18	3,441	, 825
			12							101	,613	,930				20	322,	,786
			13							37	,852	,605				7	7,570	,521
信	F	Ħ	取	引		等				3	,874	,015					774	,803
転	担	奐	社	債		等					618	,735					123	,747
そ	の	他	上 場	株	式	等				33	, 359	,855				(6,671	,971
			計							37	, 852	,605				7	7,570	,521

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他		合	it .	X	分
源泉徴収税額	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額	ک	71
千円	人	千円	千円		
347,188,362	4,510,197	13,036,811,577	451,002,443	俸給、給	料、賞与)。
1,828,526	-	172,990,592	2,120,048	日雇労働	者の賃金 給与
349,016,888	-	13,209,802,169	453,122,491	į	† J 7/19
8,624,128	86,618	731,233,385	14,225,212	退職	所 得
-	-	-	-	災害減免法に	より徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

(6)	翋酬、科金寺	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
		X	分		人	員	支 払	金 額	源泉徴収税額
						人		千円	千円
平	成	9	年	分	836	673	649,	582,731	40,498,191
		10			820	913	613,	673,386	36,490,464
		11			784	654	581,	744,493	36,084,563
		12			766	465	533,	550,080	35,288,774
		13			1,160	897	568,	094,523	33,939,591
法	₍ 原稿料、作	曲料、放送謝	金等の報酬	又は料金	260	, 956	18,	651,450	2,117,801
	弁護士、	税 理 士 等	の報酬又	は 料 金	375	,864	86,	485,666	9,319,510
第	診	察	報	酬	7	, 385	149,	453,876	13,473,932
204	職業野球の	選手、騎手、外	交員等の報酬	州又は料金	89	,030	76,	960,711	4,612,952
条	芸能等に	ついての出演	等の報酬	又は料金	9	, 226	5,	616,956	562,764
該	バー、キャ	バレーのホスラ	F ス 等 の 報 酬	又は料金	22	,688	17,	719,481	1,113,429
	契 約	金	· 賞	金	2	,530	2,	169,539	214,868
当	(小	計		767	,679	357,	057,679	31,415,256
法第2	203条の2該当	公 的	年 3	金等	160	, 334	117,	601,764	1,319,091
法 第	207条該当	生命保険契	約等に基	づく年金	229	,739	84,	394,036	315,878
法 第	174 条 該 当	芸能人の役務提	供法人等の報	酬又は料金	3	, 145	9,	041,044	889,366
		計			1,160	897	568,	094,523	33,939,591
災	害 減 免 法	により徴収	び猶 予 し	たもの		-		-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計 表」に基づいて作成した。

調査方法標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

(I)	11-/山1	土田:	IJ ľ	<u>川守V.</u>	ノi禾がんへ	ルし									
							_		支		払	金	客	頁	
		<u> </u>		分		人	員	課	税	分	非課税分 免税	分	総	額	源泉徴収税額
							人			千円		千円		千円	千円
公礼	生債、	預	貯	金の	利子等	争	-	2,	615,	595		-	2,6	15,595	302,004
利益	益又は	利息	. [_			7,510	4,	122,	057					615,023
	B当、 分配。			源泉課税	分離選打 適 用 3	兄 分	-			-					-
金利	息の	分配	. [計		7,510	4,	122,	057	432,	459	4,5	54,516	615,023
匿名	組合契	約に	基:	づく収	【益の分配	2	-			-		-		-	-
給	与	•		賞	与等	€	1,821	2,	122,	931	1,976,	561	4,0	99,492	356,300
退]	職		所	í	寻	34		65,	763	9,	353		75,116	13,095
役	務		の	\$	报 西	M	1,810	6,	144,	830	357,	082	6,5	01,912	1,091,522
					する権利 : よる対1		97	2,	051,	183		-	2,0	51,183	257,736
著作	権の使用	料又	はそ	の譲渡	による対位	西	10		121,	872		-	1	21,872	24,377
貸	付	金		の		7	8		18,	081		-		18,081	3,400
					権の設定による所行		75		135,	555	1,	262	1	36,817	26,109
機	械	等	の	使	用料	4	-			-		-		-	-
土土	也等σ	譲	渡	にょ	る対値	5	44		363,	221		-	3	63,221	36,358
人的	内 役 矟	8 提	供	事 業	の対値	5	75		103,	194		-	1	03,194	20,643
生命	保険	契約	等日	に基づ	づく年会	È	179		81,	500		-		81,500	2,020
賞					ž	È	-			-		-		-	-
	É	Ì		計			-	17,	945,	782	2,776,	717	20,7	22,499	2,748,587

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計 表」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

	X		分		不	納	付	加	算	税	重	加	算	税	計
										千円				千円	千円
利	子	所	得	等					16	, 335				2,450	18,785
配	当	所	得	等					11	, 236				-	11,236
給	与		所	得					695	,529				57,666	753,195
退	職		所	得					8	,642				-	8,642
報酬	州 • >	料金	等所	f得					32	,776				4,856	37,632
非人	居住	者	等所	得					25	,695				5,100	30,795
	合		計						790	,213				70,072	860,285

左	の	う	ち	租	税	特.	別才	昔 置	法	又	は	租税	条	約	にょ	り譲	. 税(の軽減を受	けたもの
			X				分				適	用	の	内	容	人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額
公	社(債	`	預	貯	金	Ø	利	子	等	租税特の 適	詩別措覧 用 を	置法又 受	くは租けた	税条約		人 -	千円 -	千円 -
利益	益又lä ;	は利	息の	D配 息	当、	剰の	余金(の分 分	配、	基配	租税急	条約の〕	適用を	・受け	たもの	2	, 136	3,526,064	528,920
給	-	与		•		賞		与		等	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
退			聪	È			所			得	租税务	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
役		矜			の			艮							たもの		-	-	-
工業 又	鮮所有権 は・・	を そ	の他 の	の技 譲	術に 渡	関す に	る権 よ	利等(る	の使 対	用料 価	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		19	488,803	83,519
著作	乍権σ) 使	用米	斗又	はそ	· のi	譲渡	によ	るタ	付価	租税急	系約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
貸	1	付		金		の		利		子	租税特 の 適	詩別措覧 用 を	置法又 受	くは租 け た	税条約		-	-	-
不重 機	カ産、: 、 ⋒				寸、 和 章 作	组鉱 ² 寸 は	権のi こ よ	设定》	マは 所	坑空 得	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
機	杻	Ì	等	[の		使	用		料	租税急	系約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
人	的名	役	務	提	供	事	業	の	対	価	租税急	条約の〕	適用を	受け	たもの		-	-	-
賞										金	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
			合				計									2,	155	4,014,867	612,439

(9) 税務署別課税状況

(9) 税務署別課税状況										
署	名		利子所得等	配当所得	株式等の譲渡の第	給与所得等	退職所得		非居住者等	合 計
\vdash		4			渡所得等			等 所 得 千円	所 得	千円
_	,	O17	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
鳥	J	取っ	372,649	415,574		14,981,809	551,247	1,579,880	87,063	18,172,283
米		子	302,983	231,176	-	11,081,156	416,523	330,388	7,607	12,527,043
倉皿	i	吉	175,551	65,240	,	4,037,249		127,050		4,499,638
鳥取	(県 i	計	851,183	711,990	398,131	30,100,214	1,004,887	2,037,318	95,241	35,198,964
松	;	Ι	36,767,890	703,873	193,160	19,869,290	1,008,226	2,026,838	23,074	60,592,351
浜		曲	133,746	132,127	49,020	3,996,080	89,801	129,236	5,545	4,535,555
出		雲	205,672	250,787		6,885,831	130,113		10,876	
益		田	83,040	57,331	23,440	2,705,679			5,056	2,961,870
石見		圌	39,330	66,791	_	1,365,671	2,975		1,048	1,513,292
大		東	67,344	38,356	_	2,033,041	18,545	56,349		2,218,466
西		郷	20,444	40,095	_	1,026,505	8,192	31,967	1,639	1,128,842
島根			37,317,466	1,289,360	265,629	37,882,097	1,268,785			80,640,810
± π 1Ω	< >T	-	37,317,400	1,209,300	203,029	37,002,097	1,200,703	2,303,404	32,009	80,040,810
岡	Щ 3	東	78,124,081	1,516,155	2,352,218	32,196,486	1,344,230	1,868,548	114,375	117,516,093
岡	Щi	西	420,603	579,740		18,517,795	567,512	3,874,835	93,194	
西:		寺	118,903	80,405		4,244,909	57,099	91,569	5,838	4,598,723
児		島	103,848	64,621	19,734	3,575,236			3,918	
倉		敷	502,973	872,079	363,254	19,326,414			189,327	22,768,153
玉		島	128,306	175,503		3,611,026			55	4,064,000
玉津		Щ	226,189	238,383		7,390,790	150,709		6,803	8,335,656
玉		野	62,945	113,725		2,607,864	24,726		288	3,064,208
笠		出	196,059	114,980		4,588,772		119,439	14,213	
高		梁	80,548	127,861		2,148,630			4,267	2,570,958
新		見	37,266	23,859		1,195,766			733	1,307,555
瀬		戸	189,712	111,439		4,413,950			253	4,872,271
久		世	57,595	61,582	20,130				-	1,843,497
岡山			80,249,028	4,080,332	3,149,445	105,449,528	-	7,729,352		
		東	110,451,865	5,034,908	973,886	55,399,891	2,741,845	4,136,993	1,010,114	179,749,502
広	島i	南	222,562	1,221,735	250	10,789,092	164,074	517,965	50,044	12,965,722
	島i	西	441,490	1,520,237	372,072	30,316,027	584,731	7,639,412	148,769	41,022,738
広	島:	北	311,364	257,199	22,410	11,286,863	96,870	304,768	128,377	12,407,851
	呉		412,111	356,571	159,497	14,356,261	461,941		80,871	16,163,819
竹	J	亰	125,243	84,906	15,138	2,751,290	40,130	74,942	664	3,092,313
Ξ		亰	143,892	121,680		5,470,672	84,542	186,546	67,228	6,170,527
尾	j	道	238,431	118,814	100,750	6,839,753	106,089	232,163	7,645	7,643,645
福		Щ	632,328	1,503,703	597,584	24,327,179	493,812	1,184,551	122,320	28,861,477
府	- 1	中	228,000	218,824	81,063	5,078,500	112,973		21,159	5,959,377
三		次	81,755	48,702	28,632		57,355		1,667	2,769,550
府 三 庄	J	亰	57,917	47,471	12,015			29,235	120	1,733,341
西		条	173,928	257,499	41,571	7,891,408	168,772	162,727	61,236	8,757,141
		市	256,339	373,429	56,690	9,143,700	169,013	404,203	29,844	
海		田	370,380	365,493	110	12,972,504			51,662	15,421,521
吉		田	74,048	22,960	-	1,235,793			-	1,373,307
広島			114,221,653	11,554,131	2,557,635	201,913,474		15,794,365	1,781,720	354,525,049
<u></u>			E0 E=0 0=-	000 0:-	60= 0:-	40.000.0:-	c== c==	6=0 0==	22 ===	70.00.0
下		對	56,559,853	823,315	265,013	13,986,945			22,797	72,891,986
宇		部	299,672	1,072,324	-	11,344,890			106,810	
山		П	283,519	1,136,113		17,032,733			102,902	22,504,968
	萩		65,749	35,243		2,102,011	25,251	76,147	7,220	2,333,480
徳		山	266,746	1,176,771	257,228	11,399,915	150,176		48,927	13,865,025
防		付	181,892	66,630		4,716,700		234,262	2,391	5,376,035
岩		玉	172,448	417,351	154,890	7,866,055		233,976	80,762	9,061,279
	光,		102,126	31,109	-	3,532,608	22,995		312	3,774,245
長		門	66,631	40,693		1,741,529			1,174	
柳		井	96,170	52,290	71,137	2,050,897			2,015	
厚		狭	64,100	24,621	-	2,002,895			10,983	2,364,198
ЩП	県	計	58,158,906	4,876,460	1,199,681	77,777,178	1,889,902	5,813,152	386,293	150,101,572
소 :	管言	₊	290,798,236	22,512,273	7,570,521	453,122,491	14,225,212	33,939,591	2,748,587	824,916,911
<u>土</u> (注		_		22,512,273		455,122,491 民仕老笔所				

(注)「(1)利子所得等の課税状況」~「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

	f 別		上場株式譲渡所得	合 与 所 得	報酬・料金等所得	非居住者等所得
鳥 取子言鳥 取県計	件	件	件	件	件	件
	147	276	5	6,355	5,789	19
	163	333	3	6,501	5,931	7
	96	113	1	3,343	3,343	3
	406	722	9	16,199	15,063	29
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	126	387	7	7,253	6,156	11
	86	144	2	3,365	2,722	5
	113	247	1	5,032	4,045	7
	30	117	1	2,102	2,157	6
	23	60	-	1,296	1,195	1
	21	67	-	1,729	1,222	2
	13	18	-	839	417	1
	412	1,040	11	21,616	17,914	33
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	155 148 61 27 171 51 65 27 74 53 13 66 29 940	463 392 79 87 296 67 142 80 89 43 41 73 49	22 6 - 1 8 1 3 2 1 - - 1 1 46	9,427 9,490 2,896 2,777 9,206 2,581 5,051 1,647 2,941 1,310 889 3,053 1,328 52,596	8,863 8,434 2,200 2,492 8,405 2,040 5,242 1,464 2,374 968 881 2,240 1,305 46,908	48 28 9 8 24 2 12 1 10 2 2 3
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	129 55 133 105 79 44 52 80 224 68 25 26 41 105 70 20 1,256	379 215 638 218 207 68 93 173 467 120 72 79 91 177 127 23 3,147	21 2 15 5 5 2 3 3 15 9 2 - 2 5 1	9,074 5,196 11,524 8,823 7,099 2,252 2,819 5,227 12,501 4,030 1,638 1,136 3,403 6,469 4,671 1,081 86,943	8,165 4,707 10,856 7,510 6,662 1,473 2,785 4,358 11,291 3,842 1,054 819 2,714 5,698 3,982 721 76,637	59 17 42 25 22 4 10 16 41 13 5 4 12 19 14
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管調部口 山府国 門井狭計 計	154	386	10	7,564	7,225	14
	85	300	10	5,720	4,694	11
	96	214	3	4,608	3,612	6
	37	48	1	2,099	1,293	2
	65	249	8	5,595	4,458	17
	58	125	4	3,064	2,121	4
	80	111	4	4,300	3,098	21
	37	51	-	2,336	1,620	4
	52	55	1	1,710	1,042	1
	43	56	2	1,612	995	5
	38	36	-	1,247	930	4
	745	1,631	43	39,855	31,088	89

調査時点 平成14年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。